

平成29年度第1回江別市個人情報保護審査会

日 時：平成29年7月21日（金）  
江別市情報公開審査会終了後  
場 所：江別市民会館23号室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ア 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について
- イ 江別市個人情報保護条例の一部改正について

(2) その他

- ア 個人情報の漏えいについて

3 閉 会

## 平成 28 年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況集計表

## (1) 情報公開制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 28 年度	平成 27 年度	
市長	全部公開	4	11	▲7
	一部公開	2	5	▲3
	不存在	1	0	1
	計	7	16	▲9
議会	全部公開	1	0	1
	計	1	0	1
水道事業管理者	全部公開	2	1	1
	計	2	1	1
消防長	全部公開	2	0	2
	一部公開	0	2	▲2
	計	2	2	0
合計		12	19	▲7

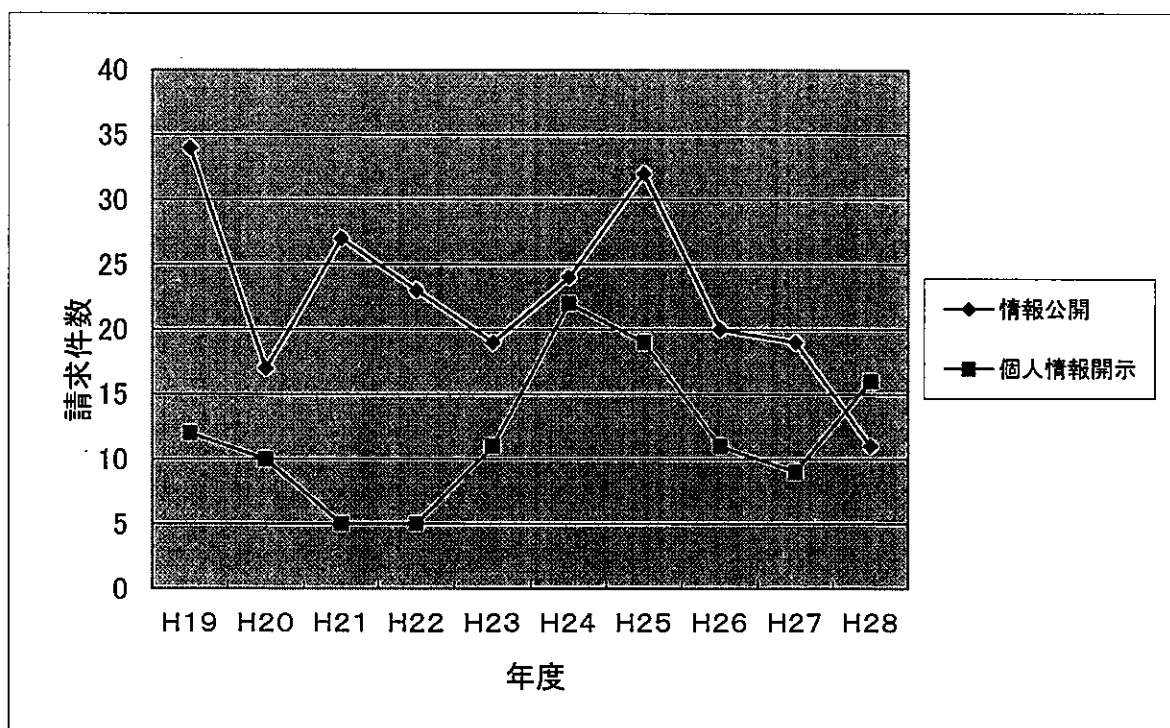
## (2) 個人情報保護制度

実施機関	決定区分	決定件数		前年比 (件)
		平成 28 年度	平成 27 年度	
市長	全部開示	7	4	3
	一部開示	1	2	▲1
	不存在	4	0	4
	計	12	6	6
消防長	全部開示	1	3	▲2
	一部開示	3	0	3
	計	4	3	1
農業委員会	全部開示	1	0	1
	一部開示	1	0	1
	計	2	0	2
合計		18	9	9

## 情報公開及び個人情報開示請求件数の推移

(単位：件)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
情報公開	34	17	27	23	19	24	32	20	19	11
個人情報開示	12	10	5	5	11	22	19	11	9	16



## 平成28年度個人情報保護制度の運用状況

No.	請求内容	実施機関	決定区分	理由等
1	確認申請書類のうち、立面図・平面図・軸組計算表・柱の筋交の解る図面など一式	市長	全部開示	
2	火災調査書（表紙、火災現場位置図、罹災状況図面、火災原因判定書）	消防長	一部開示	開示請求者以外の個人情報に該当
3	印鑑登録証明書請求書	市長	全部開示	
4	住民票コード通知書再交付申請書、広域交付住民票、印鑑登録証明書、異動届、印鑑登録、住基カード・マイナンバーカード関係、住民票コード変更申請書、戸籍証明請求書、住民票請求書、婚姻、離婚届出	市長	一部開示	開示請求者以外の個人情報に該当
			不存在	住民票コード通知書再交付申請書、広域交付住民票、住民異動届、住民票コード変更申請書、戸籍証明請求書、婚姻、離婚届出
5	介護認定調査票、主治医意見書	市長	全部開示	
6	直近の要介護認定のために使用した「認知症日常生活自立度」を記載した書類	市長	全部開示	
7	救急活動報告書	消防長	全部開示	
8	救急活動報告書	消防長	一部開示	開示請求者以外の個人情報に該当
9	救急活動報告書	消防長	一部開示	開示請求者以外の個人情報に該当
10	戸籍謄本等の請求書	市長	不存在	
11	昭和61年第7回江別市農業委員会定例総会議案 第5回農用地利用増進計画の内容	農業委員会	一部開示	開示請求者以外の個人情報に該当
12	介護認定審査で用いられた資料一式（調査票、主治医意見書、認定資料、概況特記）	市長	全部開示	
13	住民票の写し等証明請求書	市長	不存在	
14	印鑑登録申請書、印鑑登録証明書請求書、本人確認等の添付書面一式	市長	全部開示	
			不存在	本人確認等の添付書面一式

No.	請 求 内 容	実 施 機 関	決 定 区 分	理 由 等
15	診療報酬明細書	市長	全部開示	
16	平成2年度第2回江別市農業委員会 定例総会議案 第2回農用地利用増進計画の内容	農業委員会	一部開示	開示請求者以外の 個人情報に該 当

## 個人情報保護条例の一部改正の概要

### 1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の一部改正が行われ、国が管理する情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供について、自治体が条例で定める独自利用事務に関する規定が設けられたことに伴い、所要の改正を行ったもの。

### 2 改正概要

#### (1) 情報提供等記録の定義

自治体が条例で定める独自利用事務の記録を定義に含める。

【第 2 条第 5 号関係】

#### (2) 引用条項の整理

番号法に情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供に関する条が設けられ、以降の条が繰り下がったため、条例で引用する条項を改める。

【第 2 2 条第 2 項関係】

#### (3) 情報提供等記録を訂正した場合の通知先

番号法で定める利用事務同様に、条例で定める独自利用事務についても、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする。

【第 2 4 条第 3 項関係】

### 3 施行期日

平成 2 9 年 5 月 3 0 日

## 個人情報漏えいについて

## 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の誤送付（総務部財務室市民税課）

## 1 概要

平成29年5月12日に、住民税を給与から特別徴収（天引き）するための税額決定通知書（約8千件分）を各事業所に発送したところ、同月22日に、1事業所から自社従業員以外の個人情報が含まれた書類が届いたとの連絡があり、市民税課で確認したところ、他の事業所の従業員1名分の個人情報（マイナンバーを含む）が誤って記載されていたことが判明した。

## ・流出した個人情報

(1)住所、(2)氏名、(3)税額、(4)マイナンバー（個人番号）

## 2 原因

各事業所への発送作業を行うに当たって、事前に個人の事業所情報を電算システムに登録する際、「株式会社」と「有限会社」だけが違う名称の事業所を取り間違えて入力したことによって、本来通知すべき事業所とは別の事業所に誤って送付されたため。

## 3 対応

平成29年5月22日

- ・情報流出対象者本人：謝罪及びマイナンバーの再交付手続きなどを説明
- ・誤送付した事業所：誤記載の通知書の回収及び修正後の通知書を手交
- ・本来送付すべき事業所：経緯及び後日通知書を送付する旨を説明

## 4 再発防止策

- ・特別徴収事務マニュアルの再点検、作業ごとの処理手順の確認・励行及び定期的な実務研修の実施
- ・マイナンバーを含む個人情報の取扱いについて、職員に対しあらためて注意喚起を実施